

報 道 資 料

平成26年 9月 1日
産業・雇用振興部 地域産業課 金融支援係
担当：郡（こおり）、平林
0742-27-8807（ダイヤル）、内線 3558

創業支援資金（認定枠）初の認定案件

平成26年度の県制度融資に新設された「創業支援資金（認定枠）」について、このたび認定申請があり、審査の結果、9月1日付で計1件が認定されましたのでお知らせします。

創業支援資金（認定枠）とは…

県内での創業予定者のうち、優れた事業計画を有するとして申請のあった者の中から県が認定した者について、無利子・無保証料（※）で県制度融資を利用することが可能となる制度です。

（※）利子・保証料を全額県が負担します

1. 創業支援資金（認定枠）の制度概要

対 象 者	県内で創業する者であって、事業計画の知事認定を受けたもの。
融資限度額	1,500万円 ただし、自己資金と同額まで
資金用途	運転、設備、運転設備
保証期間	7年以内（据置1年以内）
貸付利率	0%（全額奈良県が負担します）
保証料率	0%（全額奈良県が負担します）
担 保	不要
連帯保証人	原則、代表者を除き不要

2. 認定の申込

県制度融資取扱金融機関を通じて、産業振興総合センター（奈良市柏木町129-1）に提出。

3. 審査内容

県制度融資取扱金融機関によるブラッシュアップや、中小企業診断士によるブラッシュアップ並びに評価を経た事業計画について、「新規性・独創性」「市場性」「収益性」「実現可能性」「継続性」及び「地域への貢献性」の審査を行う。

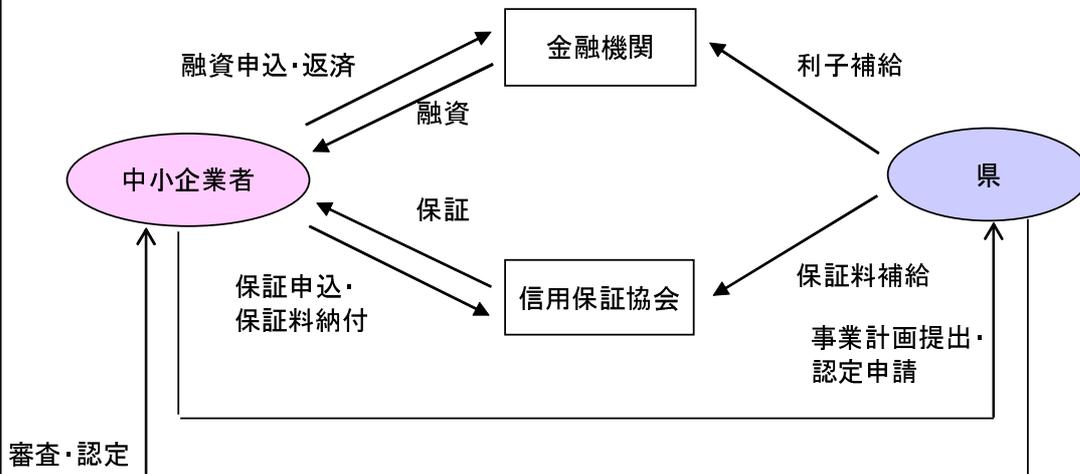
4. 認定案件一覧について

今回の認定案件は、以下のとおりです。

申請者名称	住所	事業計画概要
パティスリーネイロ	檀原市	柿やカリンを始めとした県特産物による洋菓子製造販売

参考：制度融資のしくみ

県制度融資は、融資条件(利率・限度額など)を県が定め、信用保証協会が保証を行い、金融機関が融資を行う制度です。県が保証料と利子の一部を負担し、保証協会と金融機関の協力を得ることにより、低保証料・低利となっています。



創業支援資金(認定枠)については、優れた事業計画を有するとして申請に基づき県が認定した創業予定者について、県が利子・保証料を全額負担(補給)することにより、無利子・無保証料で融資を受けることが可能です。